

平成 28 年第 1 回小城市議会定例会提案理由  
(平成 28 年 3 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 28 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 4 号 小城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、学校教育法が改正され、現行の小・中学校に加え、義務教育を一貫として行う「義務教育学校」が新たに規定されるため、条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の請求にあたり、条件である「小学校に就学している子」の学校の種類として、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を追加するものでございます。

次に、議案第 5 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、特別職の職員の給与に関する法律が改

正されたことに伴い、市議会の議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給割合の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、期末手当の支給割合が 0.05 引き上げられたため、今年度につきましては、12 月期に 0.05、28 年度以降は 6 月期、12 月期にそれぞれ 0.025 振り分けるものでございます。

次に議案第 6 号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、総務省自治行政局の「臨時・非常勤職員の任用等に係る取扱いについて」の通知による必要な対応をするため、条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、非常勤の特別職の職員の時間外勤務に相当する報酬を支給するためでございます。

次に、議案第 7 号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、また、地方公務員法の改正に伴い所要の改正が必要なため、条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の改正によるものとして、勤勉手当の支給割合の

引き上げと給料表の改定を行うものでございます。また、平成 28 年 4 月 1 日施行の地方公務員法の改正によるものとして、級別標準職務表の条例化及び 55 歳以上の昇給停止を行うものでございます。

次に、議案第 8 号 小城市行政不服審査法施行条例でございますが、行政不服審査法が施行されることに伴い、条例を制定するものでございます。

内容でございますが、行政不服審査法その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第 9 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、行政不服審査法が施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、不服申立ての手續等に関する規定の整備をする改正等を行うものでございます。

次に、議案第 10 号 小城市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、機能別消防団員制度の導入に伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、現在の基本消防団員に加え、機能別消防団員を設置することに伴い、基本消防団員

と機能別消防団員の定数及び公務災害補償等の掛金を算定する場合の定数を定めるなどの改正を行うものでございます。

次に、議案第 11 号 小城市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、子どもの医療費の助成対象を拡大し、子どもの保健福祉の増進と医療費負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、小・中学生の通院を助成の対象に追加するものでございます。

次に、議案第 12 号 小城市相原一郎教育振興基金条例の一部を改正する条例でございますが、小城市相原一郎教育振興基金の一部を処分して活用するため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、平成 27 年度補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 13 号 平成 27 年度小城市一般会計補正予算（第 7 号）は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 2 億 7,650 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 212 億 3,145 万 2 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、牛津小学校施設大規模改造事業の年度及び年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費補正は、広報事業から農地及び農業用施設災害復旧費までの 12 事業につきまして、それぞれの事業が年度内に完了できない見込みでございますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越すものでございます。

第 4 表 債務負担行為補正は、まちなか市民交流プラザ電話機器等賃借料及びまちなか市民交流プラザ指定管理料の 2 事項について限度額を変更するとともに、まちなか市民交流プラザパソコン等賃借料を廃止するものでございます。

第 5 表 地方債補正は、国県営土地改良対策事業から牛津公民館等改修事業までの 5 事業の借入限度額を変更するものでございます。

それでは、補正予算の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、第 2 款 総務費では、「地方創生加速化交付金」による「シティプロモーション推進事業」のほか「公共施設整備基金積立金」などの経費を計上しております。

第 3 款 民生費では、「低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業」及び「国民健康保険特別会計繰出金」などの経費を計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、「農地中間管理事業」などの経費を計上しております。

第 7 款 商工費では、「地方創生加速化交付金」による「ふるさと“小城”魅力発信事業」や「小城市宣伝隊事業」などの経費を計上しております。

第 8 款 土木費では、「スマートインターチェンジ整備事業」などの経費を計上しております。

第 10 款 教育費では、「地方創生加速化交付金」による「歴史的建造物活用事業」などの経費を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、地方交付税、財産収入、寄附金及び地方創生加速化交付金事業に伴う国庫支出金を追加し、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、市債、繰入金、諸収入は、各種事業に伴い減額し、また、財源調整として財政調整基金繰入金を減額計上しております。

次に、議案第 14 号 平成 27 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 6,722 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 7,373 万 6 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正は、小城処理区の事業費につきまして、事業が年度内に完了できない見込みでござ

ございますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越すものでございます。

第 3 表 債務負担行為につきましては、下水道管埋設敷土地賃借料を計上しております。

第 4 表 地方債補正は、公共下水道事業及び市営浄化槽事業の事業費確定に伴い、借入限度額の変更をいたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、実績に応じて事業費及び施設管理費の減額を行うものでございます。

歳入につきましては、下水道使用料を実績により追加し、分担金及び負担金、国庫支出金、市債においては、減額するものでございます。

次に、議案第 15 号 平成 27 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 3,695 万 4 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 4,000 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、過年度事業の精算に伴う国庫負担金を返還するため諸支出金を追加するほか、出産育児一時金の減少による保険給付費を減額するものでございます。

歳入につきましては、前期高齢者交付金、一般会計繰入金及び諸収入を追加し、県支出金を減額するもの

でございます。

次に、議案第 16 号 平成 27 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 246 万 5 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,157 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を追加し、後期高齢者医療保険料を減額するものでございます。

次に、議案第 17 号 平成 27 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的収入及び支出の既定予算額から歳入歳出それぞれ 635 万 1 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,405 万 2 千円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出の支出を 213 万 5 千円減額し、支出予算の総額を 1 億 8,154 万 9 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入では営業収益の給水収益などを増額し、営業外収益では、新規給水申請の増加により、雑収益などを増額するものでございます。



収益的支出では営業費用の委託料の減額、人件費、減価償却費の増額、営業外費用では消費税及び地方消費税納税額の増に伴います雑支出の増額でございます。

資本的支出につきましては、量水器が安価に購入することができたことなどにより固定資産購入費を減額するものでございます。

次に、議案第 18 号 平成 27 年度小城市病院事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回、収益的収入の既定予算から 77 万 3 千円、収益的支出の既定予算から 5,091 万 6 千円を減額し、予算の総額のうち収益的収入を 13 億 4,436 万 1 千円、収益的支出を 12 億 7,915 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入では医業外収益の補助金として、保健事業に係る国保調整交付金を 104 万 5 千円、佐賀県糖尿病コーディネーター看護師育成事業補助金などの県補助金 237 万 4 千円を増額補正する一方、固定資産の更新などに伴う長期前受金戻入を 419 万 2 千円減額するものでございます。

また、収益的支出では医業費用のうち職員の育児休業及び退職給付積立金の減額などによる給与費 3,178 万 6 千円、修理や買い替え等による減価償却費 1,913 万円を減額するものでございます。

また、資本的収入の既定予算額に 314 万 4 千円を追加して、資本的収入を 2,296 万 5 千円とするものでご

ざいます。

補正の内容は、施設整備に伴う国保調整交付金 269 万 9 千円と訪問看護ステーション開設に伴う補助金 44 万 5 千円を補正いたすものでございます。

以上、平成 27 年度補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 19 号から議案第 26 号までの各会計の平成 28 年度当初予算に関する議案 8 件についてご説明申し上げます。

まず、議案第 19 号 平成 28 年度小城市一般会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 219 億 5,967 万 6 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、7.3%、14 億 9,747 万 6 千円の増となっております。

第 2 表 継続費は、市営住宅建替事業の総額と年割額を定めるものでございます。

第 3 表 地方債は、多久・小城地区広域クリーンセンター整備事業から臨時財政対策までの 12 件の起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を 15 億円と定めるものでございます。

以下、歳出の主なものについてご説明申し上げます。  
まず、第2款 総務費について申し上げます。

ここでは、平成28年1月から始まった個人番号カードの交付により、コンビニエンスストアの多機能端末を使用し市民サービスの向上を図る「証明書コンビニ交付事業」のほか、アイルの温泉を核とする「温泉・スポーツ・医療」が連携した拠点づくり構想を具現化するための「資源磨き構想基本計画策定事業」や「ふるさと納税推進事業」などに係る経費を計上いたしております。

次に、第3款 民生費について申し上げます。

ここでは、介護保険法の改正に伴い、平成28年度から新規に市で実施する「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症施策推進事業」のほか、助成対象を拡大した「子どもの医療費助成事業」、子ども・子育て支援法施行に伴う「子どものための保育給付等事業」や、「保育所等整備補助事業」などに係る経費を計上いたしております。

次に、第4款 衛生費について申し上げます。

ここでは、「みんなで支えあう元気な小城市」を目指した、健康で生きがいあふれるまちづくりを推進する「健康都市宣言事業」のほか、ごみ処理施設を小城市・多久市で組む「天山地区共同環境組合事業」などに係る経費を計上いたしております。

次に、第6款 農林水産業費では、農業者の経営安

定や農商工連携による新たな産業の創出を目指す「6次産業化事業」のほか、小城・牛津地区の共同乾燥施設を再編統合し、低コスト化と地域農業の振興を図る「強い農業づくり交付金事業」などに係る経費を計上いたしております。

また、「多面的機能支払交付金事業」などにも取組み、農業生産基盤の維持・安定と、生産効率を高める農業を目指してまいります。

次に、第7款 商工費では、大学誘致を踏まえた周辺整備として、市の代表的な観光資源である小城公園駐車場を整備するために係る経費などを計上いたしております。

次に、第8款 土木費では、「市営住宅建替事業」のほか、佐賀唐津道路計画に伴う（仮称）小城インターに接続するアクセス道路の都市計画決定を行うための「佐賀唐津道路アクセス道路予備設計事業」や「スマートインターチェンジ整備事業」などに要する経費を計上いたしております。

また、高等教育機関（大学）の地域参画を支援する「公民学連携によるまちづくり事業」のほか、「移住・定住対策事業」や「空家等対策推進事業」に着手し、人口減少社会における地域コミュニティの維持や活性化を図り、市民の安心で安全な暮らしの実現や良好な生活環境の保全と活力のあるまちづくりを目指してまいります。

次に、第 9 款 消防費では、風水害、地震・津波災害等における災害対応用の資機材や被災者への非常食、生活物資等を保管・備蓄するため「防災備蓄倉庫整備事業」などに要する経費を計上いたしております。

次に、第 10 款 教育費について申し上げます。

ここでは、「牛津小学校施設大規模改造事業」や「桜岡小学校プール改築事業」及び「三日月体育館改修事業」など、学校教育・社会教育の施設整備のほか、「放課後児童健全育成事業」や「幼稚園民営化事業」などに要する経費を計上いたしております。

次に、第 11 款 災害復旧費について申し上げます。

災害復旧費は、鉱害復旧農業施設や鉱害ポンプ排水施設の維持管理費などを計上いたしております。

次に、第 12 款 公債費について申し上げます。

公債費は、通常の地方債の元利償還金のほか、地方債の繰上償還金を計上いたしております。

引き続き、歳入について申し上げます。

市税のうち、個人市民税につきましては、給与所得者等の増、法人市民税につきましては、法人税割等の増加傾向により増収を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、地価の下落基調が評価に反映されておりますが、新築家屋の増加及び太陽光パネル設置などの増加により、増収を見込んでおります。

軽自動車税につきましては、税制改正による税率変更及び軽四輪乗用自家用の保有台数の伸びから増収を見込んでおります。

その他の税は、実績等を勘案して予算を計上いたしております。

次に、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債は国の地方財政計画を考慮した見込額を、また、臨時財政対策債を除く市債は、それぞれ事業に伴う財源として計上するものでございます。

その他の収入は、地方財政計画や過去の実績等を踏まえた見込額を計上いたしております。

しかしながら、これだけでは財源不足が生じますことから、財政調整基金に加え、公債費の繰上償還の財源として減債基金からの繰り入れにより予算を調整しております。

次に議案第 20 号 平成 28 年度小城市授産場特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,516 万 8 千円とするものでございます。対前年度比マイナス 1.9%、50 万円の減となっております。

主な内容といたしましては、歳入につきましては、一般会計からの繰入金額の減額、歳出につきましては、利用者の減少による役務費の減額でございます。

次に、議案第 21 号 平成 28 年度小城市簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 994 万 2 千円とするものでございます。対前年度比 20.4%、168 万 7 千円の増となっております。

内容としては、4 箇所の施設により、山間部集落 6 地区 102 戸に飲料水を供給する事業運営にかかる予算となっております。また、原田地区配水施設整備の測量設計の予算を計上いたしております。

次に、議案第 22 号 平成 28 年度小城市下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 8,028 万 4 千円とするものでございます。対前年度比マイナス 15.9%、4 億 5,080 万円の減となっております。

第 2 表 地方債につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市営浄化槽事業の起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金につきましては、借入の最高額を 6 億円とするものでございます。

続きまして、主な事業内容についてご説明いたします。

まず、農業集落排水事業につきましては、織島、砥川処理区において、施設の機能強化対策事業費及び維持管理費を計上いたしております。

公共下水道事業につきましては、三日月、芦刈、牛

津、小城処理区の<sup>かんきよ</sup>管渠工事費を計上いたしております。

次に、議案第 23 号 平成 28 年度小城市国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58 億 6,772 万 9 千円とするものでございます。対前年度比マイナス 1.5%、9,128 万 2 千円の減となっております。

内容としては、前年に比較して予算額が減少した要因については被保険者の減少に加え、診療報酬が全体でのマイナス改定だったことや入院時食事療養費の見直し、短時間労働者への社会保険適用拡大によるものでございます。歳入は、前期高齢者交付金及び共同事業交付金を増額し、国民健康保険税及び国県支出金を減額しております。

歳出は、共同事業拠出金を増額し、保険給付費を減額しております。

次に、議案第 24 号 平成 28 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 437 万 6 千円とするものでございます。対前年度比 3.6%、1,756 万 8 千円の増となっております。

内容としては、前年に比較して予算額が増加した要因については被保険者の増加に加え、保険料軽減対象者数の増加によるものでございます。歳入は、後期高



齡者医療保険料及び繰入金を増額しております。

歳出は、後期高齢者広域連合納付金を増額しております。

以上、特別会計の主なものについて申し上げます。

次に、企業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 25 号 平成 28 年度小城市水道事業会計予算でございますが、小城市水道事業では、小城市民の約 40% に給水をおこなっており、給水普及率は 98% となっております。

それでは、平成 28 年度の業務の予定量からご説明申し上げます。給水戸数は 6,730 戸、年間総給水量は 157 万 5,253 立方メートル、1 日平均給水量を 4,316 立方メートルと予定しております。

収益的収入につきましては、給水収益、受取利息配当金など総額 2 億 9,033 万 7 千円を計上いたしております。収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道からの受水費、固定資産の減価償却費など総額 2 億 9,033 万 7 千円を計上いたしております。

次に資本的収入につきましては債権の満期償還に伴います固定資産売却代金、工事負担金など 2 億 96 万 1 千円を計上し、資本的支出につきましては、配水管布設替え等の建設改良費、投資有価証券購入費など 3 億 444 万 4 千円を計上いたしております。

次に、議案第 26 号 平成 28 年度小城市民病院事業会計予算について概要をご説明申し上げます。

小城市民病院は、地域の医療機関としての役割とサービスの向上のために医療機器の更新を行い、他の医療機関と連携して地域の皆様が安心できる医療体制づくりを進めてまいります。

それでは、これより予算書に基づいてご説明申し上げます。

平成 28 年度の業務予定量でございますが、年間患者数を入院 2 万 5,550 人、外来 4 万 8,600 人を見込んでおり、予算額としては、収益的収入及び支出それぞれ 12 億 9,982 万 3 千円を予定しています。

収入の内訳でございますが、入院収益 6 億 8,985 万円、外来収益 3 億 7,422 万円などの医業収益 12 億 275 万 1 千円、預金利子や救急医療確保のための他会計負担金などの医業外収益 9,707 万 2 千円を見込んでおります。

次に、支出の内訳でございますが、職員給与費 8 億 5,173 万 6 千円や薬品等の材料費 1 億 5,643 万 8 千円などの医業費用 12 億 8,576 万 5 千円、企業債の支払利息 571 万 8 千円や消費税 380 万円などの医業外費用 1,305 万 8 千円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は、企業債の元金に係る一般会計負担金 1,094 万 2 千円、

医療機器整備のための出資金 2,798 万 9 千円など計 3,893 万 2 千円を計上いたしております。

次に、支出では、導入以来 7 年を経過したオーダーリングシステムの更新などの機器更新のための建設改良費 9,598 万円や企業債元金に係る償還金 1,641 万 4 千円など計 1 億 1,339 万 4 千円を計上いたしております。なお、資本的収入で不足する額 7,446 万 2 千円は、過年度損益勘定留保資金 7,446 万 2 千円で補てんするものです。

以上、平成 28 年度当初予算についてご説明申し上げます。

次に議案第 27 号 小城市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてでございますが、行政不服審査会の事務の委託に関し、佐賀県と協議することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第 28 号 小城市道路線の廃止についてでございますが、市道石木・西川線及び石木・大寺線及び大寺・三ヶ島線の 3 路線につきましては、県道の道路網再編により、県道に編入されるため、市道を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議

決を求めるものでございます。

次に、議案第 29 号 建設工事委託に関する基本協定の変更についてでございますが、平成 27 年 3 月 20 日に日本下水道事業団と変更締結をいたしました、小城市公共下水道仁俣中継ポンプ場建設工事委託に関する基本協定について、機械電気設備工事及び土木建築工事（場内整備）の精算に伴い、協定金額 4 億 7,000 万円を 582 万円減額し、変更後協定金額を 4 億 6,418 万円に変更するため、小城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 30 号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の<sup>やまさき</sup>山崎<sup>りょうすけ</sup>良允氏が平成 28 年 5 月 15 日をもって任期満了となりますので、教育委員会委員として新たに<sup>あらまき</sup>荒牧<sup>と</sup>登<sup>き</sup>貴<sup>こ</sup>子氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 31 号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の<sup>いさかり</sup>飯盛<sup>ひろのり</sup>宏徳氏が平成 28 年 5 月 15 日をもって任期満了となりますので、教育委員会委員として再度任命するため、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第32号 平成27年度小城市一般会計補正予算（第8号）は、第7号補正後の歳入歳出予算にそれぞれ1,769万3千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ212億4,914万5千円とするものでございます。

補正の内容についてご説明申し上げます。

第6款 農林水産業費につきまして、1月の大雪により、園芸施設（ハウス）等の倒壊被害を受けた農家に対し、被災ハウスの撤去と再建に要する経費を補助し、農家の負担軽減と施設園芸産地の復旧等を図るため「施設園芸等被害対策事業」を計上するものでございます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の<sup>いちのせ</sup>一ノ瀬 <sup>かずま</sup>一磨氏が平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の<sup>もろおか</sup>諸岡 <sup>けんじ</sup>賢治氏が平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、

再度推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、報告第1号 専決処分の報告についてでございますが、市の公用車による物損事故でございます。

内容としては、平成27年12月7日午前10時30分頃、農林水産課職員が運転する公用車で市役所東駐車場において、相手方が駐車されていた車両に対して、不注意により追突したものでございます。

小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により平成28年2月12日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。